

あなたのまちづくり
活動を応援します

市民まちづくり活動支援事業

協働によるまちづくりを推進するため、自主的で創意あふれる事業に市から補助金が交付されます。

対象事業

市内で実施され、市民の福祉向上や公益上の必要が認められる事業。同一事業で市から別の補助金を受けているものは対象になりません。

対象団体

市内を活動拠点とし、構成員のうち市内に在住・在勤・在学する人が5人以上で過半数になる団体。

構成員に市税の滞納がある場合や、営利・政治・宗教団体は対象になりません。

補助対象経費

事業に必要な事務費、講師謝礼など。人件費、食糧費、団体の運営経費などは対象になりません。

補助金の種類

●スタート支援

団体設立のための経費や、事業を開始するために必要な

費用などを補助します。

補助率／補助対象経費の10分の9以内、1団体1回限り10万円まで。

●ステップアップ支援

団体が行う新規事業や事業拡大などに必要な費用を補助します。

補助率／補助対象経費の10分の8以内で年30万円まで、年度内1回、最大5回(スタート支援を受けた場合は4回)まで補助。最終年度は補助率10分の5以内です。

申し込み方法

申請書に必要な事項を記入し、市民生活課に提出してください。申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

申し込み期間／4月1日(木)～5月14日(金)

選考方法／書類審査と申請者からの事業説明による審査

申し込み・問い合わせ先

市民生活課市民生活支援班(☎62-5396)

4月1日(木)から受け付けを開始

住宅用省エネルギー設備 設置補助金を交付

家庭での地球温暖化対策を促進するため、対象設備の設置費用の一部が補助されます。

補助金の交付は予算の範囲内で、対象設備ごとに、1住宅につき1回限りです。

対象／自らが居住する市内の住宅に対象設備を設置し、設備を所有する人で、令和4年3月10日(木)までに工事を完了し、実績報告書を提出できる人。※世帯の全員が市税を滞納していないこと。新築の場合は引き渡し完了していること。

申し込み方法／設置工事の着工2週間前までに、市ホームページからダウンロードできる申請書に必要書類を添えて、提出してください。



対象設備と補助金額

※設備は全て未使用品に限る。設置済みや購入済みの機器は対象外。

設備の種類と要件	補助金額
住宅用太陽光発電設備 最大出力の合計値または、パワーコンディショナーの定格出力のいずれかが10kw未満であること。	最大出力(kw)×2万円 上限10万円 (千円未満切り捨て)
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	上限5万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限10万円
太陽熱利用システム 強制循環型に限る。自然循環型は対象外。	上限5万円

申し込み・問い合わせ先

環境課環境政策班(☎62-5328)